

## 予算制度改革について

「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日付閣議決定）において、以下の3つの指針を3月迄に策定することとなっており、現在、国家戦略室では、外部有識者、政府関係部局間で議論・検討している。

### 3つの指針

- ① 予算執行の無駄を排除し、透明性を確保し国民の目でチェックできる「**予算執行の情報開示**」の指針
- ② 予算執行の効率性を高めるために監視・評価する「**予算執行監視チーム**」の指針
- ③ 国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「**政策達成目標明示制度**」の指針

## 【参考】

閣議決定「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日）抜粋

### 3. 年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除

- (1) 各府省は、予算の執行状況を定期的にホームページで開示する。また、公共事業等の個所付け等、予算執行上の重要な決定についても開示を行う。これらの執行に関する情報開示については、検索機能を付与するための準備を進める。執行情報開示の詳細については、平成 22 年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。
- (2) 各府省は、平成 22 年度開始までに、予算執行監視チームを設置する。予算執行監視チームは、副大臣をトップとし、官房長等を事務局長とする。また、外部の有識者が関与する機会を確保するものとする。予算執行監視チームは、例えば以下のような、予算執行の効率化へ向けた自律的な取組を行う。予算執行監視チームの詳細については、平成 22 年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。
  - ① 重要な調達、公共事業等の個所付け、補助金交付決定等の執行案件の決定に関与し、適時にこれらに関する情報を開示する。
  - ② 予算執行の状況開示を注視し、年度末に過大な執行が行われているおそれがある場合、担当部局からヒアリングを行う等のチェックを行う。
  - ③ 予算執行の効率化に向けた計画を定めるとともに、その実施状況をチェックし、年度終了後に効率化の実績及び更なる改善方策について公表する。

<中略>

### 4. 政策達成目標明示制度の導入

政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入する。政策達成目標明示制度においては、以下のような取組を行うこととし、平成 22 年度は試行期間と位置付ける。詳細については、年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

- (1) 政府として、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を中心に、最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定める。政策達成目標においては、あらかじめ定めた期間内に、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示する。
- (2) 政策達成目標については、その達成度をできるだけ客観的に検証することのできるよう、「達成指標」を定めるとともに、それを実現する道筋を示した「達成計画」を定める。
- (3) 政策達成目標、達成指標、達成計画を説明する文書については、政府として統一的なフォーマットを定める。これに基づき、政策達成目標の達成状況について、達成指標に照らして事後評価を行い、予算が効果的・効率的に使われたかどうかを検証する。  
政策の評価・検証については、政策を担当する府省が自ら行うことに加え、外部による検証を充実させる。